

群馬県ツキノワグマ適正管理計画(第二種特定鳥獣管理計画・第二期計画)概要

1 計画策定の目的

群馬県に生息するツキノワグマについて、科学的・計画的な管理の実施により、地域個体群の安定的な維持に配慮しつつ、農林業被害の軽減及び人身事故の発生の防止を図り、もって人とツキノワグマの適切な関係の構築を図ることを目的として、本計画を策定する。

2 計画の期間及び区域

期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5カ年

区域：下表のとおり

地域個体群	対象市町村
越後・三国	前橋市、伊勢崎市、渋川市、榛東村、吉岡町、玉村町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
関東山地	高崎市、安中市、藤岡市、神流町、上野村、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町

3 管理の基本方針

本計画を推進するため「被害防除（農林業被害の軽減、人身被害の発生防止）」、「生息環境管理」及び「個体群管理」について目標を定め、防除対策や生息環境管理を推進するとともに、個体群管理については適正管理のための基準を設定し、クマの生息数の科学的・計画的な管理を行う。

4 推定生息数

全県推定生息頭数	1, 188頭
越後・三国地域個体群	993頭
関東山地地域個体群	195頭

5 管理の目標

- (1) 農林業被害の軽減
農業被害額：計画後期3カ年(平成31～33年度)の年平均被害額 9,000千円
林業被害額：計画後期3カ年(平成31～33年度)の年平均被害額 78,000千円
- (2) 人身被害の発生防止
- (3) 生息環境管理
- (4) 個体群管理

6 目標達成のための施策

- (1) 地域計画の策定
クマによる被害が顕著となっている地域において、生息環境管理や被害防除対策とあわせて捕獲を行うなど総合的な被害対策を実施するにあたって作成する。
- (2) 被害防除対策
農林業被害防除対策・人身被害対策等の強化、鳥獣害に強い集落づくりを推進する。
- (3) 生息環境管理
ツキノワグマを出没・定着させない環境を整備し、ツキノワグマと人との棲み分けを図る。
- (4) 個体群管理
「地域個体群の持続に考慮した個体数の適正管理に係る捕獲数に関する基準」（適正管理基準）を設定し、適切な個体数管理を行う。また、捕獲数の管理を行うための期間は、11月1日から翌年10月31日までの1年間とする。